

答弁書第二三号

内閣参質一一四第二三号

平成元年六月二十七日

内閣総理大臣 宇野 宗佑

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議員吉川春子君提出「実習助手」、「寮母」の給与改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉川春子君提出「実習助手」、「寮母」の給与改善に関する質問に対する答弁書

一及び四について

1 一般論としては、教育職俸給表(一)一級の改定は、職務給の原則にのっとり同表の各級間の均衡及び行政職俸給表との均衡を考慮して行うべきものであると考える。

2 平成元年の給与勧告の内容、方向性等については、言及すべき時期ではない。

二及び三について

教育職俸給表(一)級別標準職務表では、実習助手及び寮母の職務は一級とされており、二級に昇格させることは困難である。

なお、実習助手が教諭免許状を取得し、教諭として採用された場合には、当然二級に格付されるが、教諭として採用するかどうかは任命権を有する教育委員会の判断による。